

妊娠届を提出される方へ

平成 28 年 1 月から、妊娠届に個人番号(マイナンバー)が必要です

平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度運用に伴い、妊娠届にマイナンバーの記入が必要となりました。

- 妊娠届出書に、妊婦さんご本人の個人番号（マイナンバー）を記入ください。
妊娠届出書に、記入欄があります。（旧用紙で記入欄がない場合も、所定の場所に記入頂きます）
- 妊娠届を出される際に、個人番号(マイナンバー)とご本人の確認を行います。

妊娠届出時にお持ちください ……提出は住所地の市町村へ

個人番号カードをお持ちの方

持ち物：個人番号カード

裏



表




1枚で番号と本人確認をします。

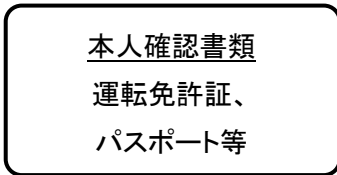
又は

記載内容が住民票と一致している通知カード
(又は個人番号記載の住民票)をお持ちの方

持ち物：通知カード等＋本人確認書類



+



(又は個人番号記載の住民票) (2種類提示が必要な場合があります)

・記載内容が住民票と一致している通知カード又は個人番号記載の住民票と本人確認書類が必要です